

第 7 回圏域部会（4 月 19 日）での議論を踏まえた
地方公共団体、経済団体からの意見等について

1. 前回 3 月に意見聴取を行った地方公共団体、経済団体に対し、第 7 回圏域部会（4 月 19 日開催）の資料及び議事概要を送付のうえ、さらに意見や質問があれば提出してもらうよう依頼したところ、以下の団体から意見等が寄せられた。

○ 地方公共団体

青森県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、滋賀県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、広島市、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、北九州市

○ 経済団体

東北経済連合会、北陸経済連合会、中部経済連合会、石川県商工会議所連合会、広島県商工会議所連合会

2. 意見等の概要は以下のとおり。

○ 今後の取り組み方についての意見

いくつかの団体からは、今後、広域地方計画区域決定に向けての取り組み方に関する意見・質問が寄せられた。この中では、地方公共団体や経済団体の意見を最大限尊重すべきとの意見があった。

○ 区域割についての意見

- ・区域割についての意見は、いずれも前回寄せられたもの（第 7 回圏域部会で紹介）と基本的には同趣旨であった。

○ 計画の「2 層制」、ブロック間の「連携・調整」、隣接ブロックへの参加についての意見

- ・茨城県からは、首都圏 8 都県が最も適当（前回と同趣旨）としつつ、首都圏全体で対応すべき内容と北関東及び東京圏で対応すべき内容を分け、計画の構成を 2 層制とすることも検討すべき旨提案がなされた。
- ・滋賀県からは、近畿圏と中部圏に重複して位置付けられるべき（前回と同趣旨）としつつ、区域の重複が認められない場合には、中部圏の広域地方計画に富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の 9 県で実施している施策・事業を盛り込むとともに、中部圏の協議会は滋賀県を含んだ構成とすべき旨の意見が寄せられた。

- ・島根県からは、隣接する区域との連携・調整が不可欠である旨の意見が寄せられた。
- ・広島市からは、中国地方 5 県と四国地方 4 県を別個の広域地方計画区域とすべき（前回と同趣旨）としつつ、例えば、瀬戸内海の周辺地域からなる沿岸域圏や中四国地域連携軸の形成を図ることなどにより、必ずしも広域地方計画の区域の枠にとらわれない幅広い交流と連携の取り組みが必要との意見が寄せられた。
- ・北陸経済連合会からは、富山・石川・福井の 3 県を一体とする北陸とすべき（前回と同趣旨）としつつ、広域物流体系の整備、国際観光ルートの構築など、北陸 3 県の枠を超える重要な諸課題に対しては、中部、関西、新潟などと必要に応じ積極的に連携を進めることで対処可能との趣旨の意見が寄せられた。
- ・中部経済連合会からは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野の 5 県を一つの圏域とすべきとしつつ、中部 5 県と北陸 3 県の連携がさらに深まると考えられることから、8 県を一体とした全体構想の下で、中部と北陸毎に 2 つの計画を策定するなど、隣接する圏域間の連携を十分に考慮して広域地方計画を策定することが重要との意見（前回と同趣旨）が寄せられた。
- ・北九州市からは、九州ブロック広域地方計画協議会への山口県の参加が必要不可欠である等の意見が寄せられた。